

企業緑地保全・創出のための緑地評価について

平成15年2月

国 土 交 通 省

目 次

1 . 緑地評価の必要性和目指すもの	1
2 . 用語の意味と内容	1
3 . 自己チェックシートの評価項目（原則と規準）について	2
4 . 自己チェックシートの使い方	4
5 . 庭園（ガーデン）タイプ 自己チェックシート	6
6 . 野山（ネイチャー）タイプ 自己チェックシート	16

1 . 緑地評価の必要性和目指すもの

都市の緑地は、都市気象の緩和、景観の向上、防災の拠点、余暇空間の提供等の機能において、その価値が認識され、主として公共主導の施策の展開により、量的拡大、質的向上が図られてきました。

民有地の緑の保全・創出に関しても、都市緑地保全法等の法律や地方公共団体による条例などにより、緑の保全・創出を図る区域の指定や保存すべき樹木の指定などが行われ、民有地においても積極的な緑の創出のための取り組みが行われるようになってきています。こうした民間による緑地の保全・創出活動については、地球環境サミット、地球温暖化防止京都会議等を契機として、温暖化防止、生物多様性保全、ヒートアイランド緩和、緑地を介在した市民のコミュニケーション等の機能において、今後ますます充実した取り組みが求められることが予想されます。

また、環境問題等において企業の社会的責任がますます重要視されるなかで、自らの企業価値を経済的価値と社会的価値の総和と定義づけ、緑地の保全・創出にも積極的に取り組む企業が増えていているところです。

こうしたことから、国土交通省では、民間企業において多様な機能を発揮する健全な緑地の保全・創出、存在価値の高い緑地のマネジメントが推進されるよう、企業等が保全・創出する緑地及びその活動を評価する規準等を提案し、これに基づく自己点検可能なチェックシートを作成しました。

2 . 用語の意味と内容

【緑地】

樹木や芝生といった狭い意味ではなく、池沼なども含めた自然的な環境という広い意味です。

【庭園（ガーデン）タイプ】

おもにデザイン・修景や利用を重視した緑地のことです。たとえば、ビルの外構、工場の玄関周り、従業員のレクリエーションスペース、など。

【野山（ネイチャー）タイプ】

おもに自然環境の保全や復元を重視した緑地のことです。たとえば、工場の周囲の環境保全林、工場建設時に保存した雑木林、バードサンクチュアリー、水辺のビオトープ、など。

【区域】

緑地内で管理単位を細分化している場合や、緑地の性質が異なる部分がある場合に、それを区域とします。より適切な評価のためには、区域ごとにチェックシートを替えて評価することが望まれます。

【モニタリング】

それぞれの緑地機能が発揮されているかどうかを、一定の指標を決めてデータを継続的に採取する作業のことです。植物の生育状況のみならず、野鳥の飛来状況、利用者からの反響などさまざまな項目の設定が可能です。モニタリングデータによってはじめて、管理目標の達成度が把握できます。

【自然植生】

人間の開発行為がなければ本来その土地の自然環境条件から成立していたはずの緑地のことです。ネイチャータイプの緑地を保全・創出する場合に、ひとつの目標像として参考にすべき情報です。

【郷土種】

その土地に昔から存在していた生物種のことです。移入された外来種が生態系を攪乱して郷土種を減少させてしまうことが問題となっており、とくにネイチャータイプの緑地を保全・創出する場合に配慮が必要となります。

3．自己チェックシートの評価項目（原則と規準）について

自己チェックシートの評価項目は、緑地の公益機能を発揮するために必要と考えられる8原則とそれを細かく分類した規準に対して設けてあります。

第1～第3原則は、「土地利用の持続性」に関するもので、土地利用上の緑地への配慮の過去の実績と未来に向けた持続可能性を評価する観点です。

第1原則 緑地の大きさと配置

第1規準 管理対象である緑地の状況の把握

第2原則 土地利用上の緑地の安定性

第1規準 土地利用の安定性

第2規準 土地利用上の緑地の安定性の実績

第3原則 土地利用に関する緑地関連法令等の順守

第 1 規準 国際条約や地域計画等の尊重

第 2 規準 関連法令等の遵守

第 4 原則と第 5 原則は、「緑地管理」に関するもので、緑地の機能の発揮を持続できる管理システムが確立されているかどうかを評価する観点です。

第 4 原則 緑地管理システムの確立

第 1 規準 環境マネジメントシステムへの統合

第 2 規準 中長期の緑地管理目標の設定

第 3 規準 単年度の緑地管理計画の設定

第 4 規準 モニタリング計画の設定

第 5 規準 管理作業上の環境負荷低減

第 6 規準 緑地管理担当者の役割

第 7 規準 計画の達成度の評価

第 8 規準 緑地管理システムの見直し

第 5 原則 緑地による外部とのコミュニケーション

第 1 規準 情報開示

第 2 規準 緑地の公開

第 3 規準 地域活動とのかかわり

第 4 規準 リスク管理

第 5 規準 専門家の活用

第 6 規準 緑地管理システムのサイト外への普及

第 6 ～ 第 8 原則は、「緑地機能の発揮」に関するもので、実体緑地が期待される効果（公益機能）を現在どれだけ発揮できるかを評価する観点です。

第 6 原則 存在機能の発揮

第 1 規準 遮断・緩衝・防災機能

第 2 規準 気象緩和・大気浄化機能

第 3 規準 水資源・土壌保全機能

第 4 規準 気候変動防止機能

第 7 原則 連携機能の発揮 他の緑地と連携することでより発揮される存在機能

第 1 規準 野生生物生息地機能

第 2 規準 景観形成機能

第 3 規準 避難地機能

第8原則 利用機能の発揮

第1規準 歴史環境保全機能

第2規準 保健休養（レクリエーション）機能

第3規準 教育機能

第4規準 生産機能

4. 自己チェックシートの使い方

自己チェックシートは、緑地の公益機能を発揮するために必要と考えられる8原則と規準により、多様な企業緑地に適応できるようなチェック項目を設定しています。各企業はこれをチェックすることで、自社の緑地に関する土地利用の状況、緑地の管理状況、及び緑地の存在機能の発揮状況を把握することが可能となり、より効果の高い緑地のマネジメントに取り組むことができます。

また、自己評価されたチェックシートと評価の判断の根拠となった関連資料等を緑地評価システム研究会の事務局に送付いただければ、点数換算等の手段により評価結果（原則ごとの点数、レビュー及びトータルとしての評価）をフィードバックいたします。

自己チェックシートは、保全・創出している緑地が「庭園（ガーデン）タイプ」か「野山（ネイチャー）タイプ」かによって、評価項目を変えています。評価される緑地の特徴によって、どちらかを選択してください。緑地の中の区域ごとに異なる特徴がある場合には、チェックシートを替えてそれぞれに評価を行ってください。

各規準に対して評価項目を設けてあります。各項目の内容に該当すると判断された場合は○をつけてください。評価項目には、

- 各規準に合格するために必須のもの（合格項目）
- 加點評価になるもの（加點項目）

があります。

また、評価の判断の根拠となった具体的な情報や評価項目等に関する疑問、意見はシートの欄外にご記入ください。

自己評価されたシートを財団法人都市緑化基金の緑地評価システム研究会に送付いただければ、レビューして評価結果をフィードバックいたします。レビューに際して、緑地の見学もしくは関連資料の提供をお願いする場合がございます。

自己チェックシートの送り先

財団法人都市緑化基金 緑地評価システム研究会 事務局 宛て
〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-6 相互麹町第二ビル 8 階
TEL 03-5275-2291 FAX03-5275-2331

なお、企業緑地保全・創出のための自己チェックシートは、今後、企業や緑地分野以外の環境経営、環境コミュニケーション、企業評価などの識者等からも意見聴取を行い、より使いやすいものに改訂していく予定です。

5．庭園（ガーデン）タイプ 自己チェックシート

【土地利用の永続性】

第1原則 緑地の大きさと配置

第1規準 管理対象である緑地の状況の把握

a．緑地の区域ごとの大きさと配置の最新状況を把握している	☐
b．緑地の区域ごとの大きさと配置の最新状況を図面化している	☐
c．企業施設が立地する土地の緑地が、敷地面積の50％以上である	☐
d．企業施設が立地する土地の緑地が、敷地面積の25％以上50％未満である	☐

緑地の最新状況を把握し、それを図面化している場合には、aとbのいずれにも○をつけられます



合格項目



加点項目

第2原則 土地利用上の緑地の安定性

第1規準 土地利用の安定性

a. 土地の長期的所有権または使用権、および敷地境界が明確である	
----------------------------------	--

第2規準 土地利用上の緑地の安定性の実績

a. 対象としている緑地を30年以上良好に管理している	
-----------------------------	--

b. 対象としている緑地を15年以上良好に管理している	
-----------------------------	--



合格項目



加点点目

第3原則 土地利用に関する緑地関連法令等の遵守

第1規準 国際条約や地域計画等の尊重

a	気候変動防止条約、生物多様性条約、ラムサール条約、世界遺産条約等、およびこれに関連する国内法、国家戦略等の内容を認識している	
b	地元自治体の緑の基本計画、環境保全計画、地域防災計画等の内容を把握している	

認識できている、把握できていると自覚されていれば○をつけてください

第2規準 関連法令等の遵守

(敷地内に以下の法的な緑地があり法令を遵守している場合には○をつけてください)

a	緑地保全地区【都市緑地保全法】	
b	緑地協定区域【都市緑地保全法】	
c	市民緑地契約地【都市緑地保全法】	
d	風致地区【都市計画法】	
e	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 【首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律】	
f	歴史的風土保存地区・歴史的風土特別保存地区【古都保存法】	
g	河川区域【河川法】	
h	保存樹・保存樹林【樹木保存法】	
i	名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財【文化財保護法】	
j	特定工場の緑地【工場立地法】	
k	公開空地【建築基準法】	
l	緑化施設整備計画認定【都市緑地保全法】	
m	上記法令に準ずる条例による指定地域	



合格項目



加点点目

【緑地管理】

第4原則 緑地管理システムの確立

第1規準 環境マネジメントシステムへの統合

a . 緑地管理システムがある	
b . 緑地管理システムがISO14001 あるいは同等の環境マネジメントシステムに組み込まれている	

環境マネジメントシステムではないが、何らかの緑地管理システムがある場合にはaに○がつけられます

第2規準 中長期の緑地管理目標の設定

a . 管理区域ごとに第3部にあるような緑地の機能を発揮させることを考えて中長期的な管理目標を設定している	
---	--

第3規準 単年度の緑地管理計画の設定

a . 管理区域ごとに中長期の管理目標をふまえた管理スケジュール表や管理作業文書等を作成している	
--	--

第4規準 モニタリング計画の設定

a . 管理区域ごとに中長期の管理目標を反映したモニタリング項目とスケジュールを設定し文書化している	
--	--



合格項目



加点点目

第5 規 準 管理作業上の環境負荷低減

a . 農業等の有害化学物質の使用を出来る限り避けるような管理手法をとっている	
b . 管理作業に使用する機材等から環境汚染物質が発生しないように配慮している	
c . 枯損木、剪定枝葉等の資源を対象緑地内で有効利用している	
d . 灌水や池沼管理等に雨水や中水を利用している	
e . 管理道をつけるなどの土木作業の際に、表土を保全したり土壌流出を防止したりしている	

枯損木、剪定枝葉等の資源を対象緑地外で有効利用している場合は、その旨記述してください

第6 規 準 緑地管理担当者の役割

a . 緑地管理担当者を置いている	
b . 緑地管理担当者は関連法令等に配慮し、管理目標、管理計画、モニタリング計画の設定を自ら行なっている	
c . 従業員または外部業者等の緑地管理従事者に管理水準、管理計画、モニタリング計画を理解させるように努めている	

第7 規 準 計画の達成度の評価

a . 管理計画やモニタリング計画の達成度を評価している	
b . 達成度評価の手続きについて文書化している	

第8 規 準 緑地管理システムの見直し

a . 管理目標、管理計画、モニタリング計画を定期的に見直している	
b . 見直しの手続きについて文書化している	
c . 見直しのために最新の科学的知見、新技術情報を入手し、社会情勢の変化に対応するように努めている	



合格項目



加点項目

第5原則 緑地による外部とのコミュニケーション

第1規準 情報開示

a . 経営理念、環境方針等に緑地形成に関する理念が含まれている	
b . 環境報告書等において、緑地管理の内容を公表している	

a 経営理念や環境方針に緑地の保全・創出に関する事項が含まれていれば○をつけてください

第2規準 緑地の公開

a . 地域住民に定常的に公開している緑地がある	
b . 地域住民に催事等で時期を定めて公開している緑地がある	
c . 地域住民を対象に限定された人数の体験学習活動を行っている。	
d . 地域関係者に緑地の慣習的使用権があるため、それを尊重し使用方法について合意している	
e . 緊急時に地域住民の避難地等として緑地を公開することを公表している	

第3規準 地域活動とのかかわり

a . 敷地外の地域の緑地保全活動を資金や資材の提供により支援している	
b . 敷地外の地域の緑地保全活動に従業員が参加している	
c . 敷地外の地域の緑地保全活動を主体的に運営している	
d . 地域住民が敷地内の緑化活動を担っている	

緑地の保全にかかわる清掃活動についても○をつけられます

d シルバー人材等の活用も地域住民であれば○をつけられます



合格項目



加点項目

第4 規 準 リスク管理

緑地マネジメントにかかわる地域住民への危害を回避および補償する手続きが a . ある (緑地内での事故、枝葉の落下、日照の阻害、病虫害の拡散、等)	
--	--

施設賠償責任保険の付保による対応などでも○をつけられます

第5 規 準 専門家の活用

緑地学や生態学の専門性を有する人材を社員またはコンサルタントとして採用 a . している	
---	--

第6 規 準 緑地管理システムのサイト外への普及

a . 自社の他のサイトにも同等の緑地管理システムを導入している	
b . 地域の緑地にも管理システムが普及するように努めている(講習会の講師等)	



合格項目



加点項目

【緑地機能の発揮】

第6原則 存在機能の発揮

第1規準 遮断・緩衝・防災機能

隣接する民家や市街地等と敷地の間に遮断・緩衝・防災緑地の区域がある a. (火災延焼阻止、小規模な騒音・振動・粉塵・悪臭等軽減、防風、防潮、飛砂防止、雪崩防止、等)	
---	--

第2規準 気象緩和・大気浄化機能

a. 夏期の敷地内の気温上昇を緩和するように緑地を配置している	
b. 季節により日照を制御し施設の空調エネルギー使用量削減に寄与する樹種を選択し、適切に配植している	
c. 屋上・壁面緑化を行い、施設の空調エネルギー使用量を削減している	
d. 大気汚染浄化を促進する樹種を選択し、機能を発揮するように良好な土壌に配植している	

第3規準 水資源・土壌保全機能

a. 雨水を有効利用するために貯留槽の設置等をおこなっている	
b. 山崩れ防止、洪水防止、落石防止、等のための緑地が必要であり適切に配置している	



合格項目



加点点目

第7原則 連繋機能の発揮

第1規準 景観形成機能

a . 緑地が周辺地域の景観と調和するようにデザインしている	
b . 緑地が企業施設と調和した景観を形成するようにデザインしている	
c . セットバックや生け垣、低い柵などにより地域空間と一体化するようにデザインしている	
d . 従業員や地域住民の五感を潤し、季節感を演出する草花や花木を植栽している	

第2規準 避難地機能

a . 緊急時に従業員の避難地等として使用できる緑地を適切な位置と規模で配置している	
b . 緊急時に地域住民の避難地等として開放し、救援活動を行なうように定めている	
c . 緊急時に地域住民の避難地等として使用できる緑地等を地域の防災計画と連繋させている	



合格項目



加点項目

第8原則 利用機能の発揮

第1規準 歴史環境保全機能

a . 歴史的建築物・遺跡等と一体となった緑地域があり修復または保全している (古墳、史跡等)	
b . 伝承・風俗慣習と結びついた緑地域があり修復または保全している (伝説、おとぎ話、詩歌等に名高い山、森、海辺や住民の年中行事等と結びついたもの等)	
c . 歴史環境保全地域の重要性を広く伝えるための施設を整備している	

第2規準 保健休養（レクリエーション）機能

a . 従業員等の保健休養活動の場として使用できるまとまった緑地域を適切な位置に配置している	
b . 従業員等の健康の維持および増進を支援するための散歩道、広場、遊具、ベンチ、水飲場、便所等の施設を必要最小限整備している	

従業員のレクリエーションのために十分な緑空間を確保していると思われる場合は a に○をつけられます

施設整備を行っている場合は、b に○をつけられます。

第3規準 生産機能

a . 緑地から得られる有機質資源を活用して、従業員や地域住民に配布している	
b . 地域の伝統的な作物等を栽培している	



合格項目



加点点目

6．野山（ネイチャー）タイプ 自己チェックシート

【土地利用の永続性】

第1原則 緑地の大きさと配置

第1規準 管理対象である緑地の状況の把握

a．緑地の区域ごとの大きさと配置の最新状況を把握している	
b．緑地の区域ごとの大きさと配置の最新状況を図面化している	
c．企業施設が立地する土地の緑地が、敷地面積の50％以上である	
d．企業施設が立地する土地の緑地が、敷地面積の25％以上50％未満である	

緑地の最新状況を把握し、それを図面化している場合には、aとbのいずれにも○をつけられます



合格項目



加点項目

第2原則 土地利用上の緑地の安定性

第1規準 土地利用の安定性

a．土地の長期的所有権または使用権、および敷地境界が明確である	
---------------------------------	--

第2規準 土地利用上の緑地の安定性の実績

a．対象としている緑地を30年以上良好に管理している	
b．対象としている緑地を15年以上良好に管理している	

☐ 合格項目

☐ 加点点目

第3原則 土地利用に関する緑地関連法令等の遵守

第1規準 国際条約や地域計画等の尊重

a	気候変動防止条約、生物多様性条約、ラムサール条約、世界遺産条約等、およびこれに関連する国内法、国家戦略等の内容を認識している	
b	地元自治体の緑の基本計画、環境保全計画、地域防災計画等の内容を把握している	

認識できている、把握できていると自覚されていれば○をつけてください

第2規準 関連法令等の遵守

(敷地内に以下の法的な緑地があり法令を遵守している場合には○をつけてください)

a	緑地保全地区【都市緑地保全法】	
b	緑地協定区域【都市緑地保全法】	
c	市民緑地契約地【都市緑地保全法】	
d	風致地区【都市計画法】	
e	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区 【首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律】	
f	歴史的風土保存地区・歴史的風土特別保存地区【古都保存法】	
g	自然公園(特別地域・普通地域)【自然公園法】	
h	原生自然環境保全地域・自然環境保全地域(特別地区・野性動植物保護地区・普通地区)【自然環境保全法】	
i	河川区域【河川法】	
j	保安林区域・地域森林計画対象民有林【森林法】	
k	保存樹・保存樹林【樹木保存法】	
l	名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財【文化財保護法】	
m	鳥獣保護区・休猟区【鳥獣保護法】	
n	特定工場の緑地【工場立地法】	
o	上記法令に準ずる条例による指定地域	



合格項目



加点項目

【緑地管理】

第4原則 緑地管理システムの確立

第1規準 環境マネジメントシステムへの統合

a . 緑地管理システムがある	
b . 緑地管理システムが ISO14001 あるいは同等の環境マネジメントシステムに組み込まれている	

環境マネジメントシステムではないが、何らかの緑地管理システムがある場合にはaに○がつけられます

第2規準 中長期の緑地管理目標の設定

a . 管理区域ごとに第3部にあるような緑地の機能を発揮させることを考えて中長期的な管理目標を設定している	
---	--

第3規準 単年度の緑地管理計画の設定

a . 管理区域ごとに中長期の管理目標をふまえた管理スケジュール表や管理作業文書等を作成している	
--	--

第4規準 モニタリング計画の設定

a . 管理区域ごとに中長期の管理目標を反映したモニタリング項目とスケジュールを設定し文書化している	
--	--

 合格項目  加点項目

第5規準 管理作業上の環境負荷低減

a . 農業等の有害化学物質の使用を出来る限り避けるような管理手法をとっている	
b . 管理作業に使用する機材等から環境汚染物質が発生しないように配慮している	
c . 枯損木、剪定枝葉等の資源を対象緑地内で有効利用している	
d . 灌水や池沼管理等に雨水や中水を利用している	
e . 管理道をつけるなどの土木作業の際に、表土を保全したり土壌流出を防止したりしている	

枯損木、剪定枝葉等の資源を対象緑地外で有効利用している場合は、その旨記述してください

第6規準 緑地管理担当者の役割

a . 緑地管理担当者を置いている	
b . 緑地管理担当者は関連法令等に配慮し、管理目標、管理計画、モニタリング計画の設定を自ら行なっている	
c . 従業員または外部業者等の緑地管理従事者に管理水準、管理計画、モニタリング計画を理解させるように努めている	

第7規準 計画の達成度の評価

a . 管理計画やモニタリング計画の達成度を評価している	
b . 達成度評価の手続きについて文書化している	

第8規準 緑地管理システムの見直し

a . 管理目標、管理計画、モニタリング計画を定期的に見直している	
b . 見直しの手続きについて文書化している	
c . 見直しのために最新の科学的知見、新技術情報を入手し、社会情勢の変化に対応するように努めている	



合格項目



加点項目

第5原則 緑地による外部とのコミュニケーション

第1規準 情報開示

a . 経営理念、環境方針等に緑地形成に関する理念が含まれている	
b . 環境報告書等において、緑地管理の内容を公表している	

a 経営理念や環境方針に緑地の保全・創出に関する事項が含まれていれば○をつけてください

第2規準 緑地の公開

a . 地域住民に定常的に公開している緑地がある	
b . 地域住民に催事等で時期を定めて公開している緑地がある	
c . 地域住民を対象に限定された人数の体験学習活動を行っている。	
d . 地域関係者に緑地の慣習的使用権があるため、それを尊重し使用方法について合意している	
e . 緊急時に地域住民の避難地等として緑地を公開することを公表している	

第3規準 地域活動とのかかわり

a . 敷地外の地域の緑地保全活動を資金や資材の提供により支援している	
b . 敷地外の地域の緑地保全活動に従業員が参加している	
c . 敷地外の地域の緑地保全活動を主体的に運営している	
d . 地域住民が敷地内の緑化活動を担っている	

緑地の保全にかかわる清掃活動についても○をつけられます

d シルバー人材等の活用も地域住民であれば○をつけられます



合格項目



加点項目

第4 規 準 リスク管理

緑地マネジメントにかかわる地域住民への危害を回避および補償する手続きが a . ある (緑地内での事故、枝葉の落下、日照の障害、病虫害の拡散、等)	
---	--

施設賠償責任保険の付保による対応などでも○をつけられます

第5 規 準 専門家の活用

a . 適切な環境保護団体と連携している	
b . 緑地学や生態学の専門性を有する人材を社員またはコンサルタントとして採用している	

第6 規 準 緑地管理システムのサイト外への普及

a . 自社の他のサイトにも同等の緑地管理システムを導入している	
b . 地域の緑地にも管理システムが普及するように努めている（講習会の講師等）	



合格項目



加点項目

【緑地機能の発揮】

第6原則 存在機能の発揮

第1規準 遮断・緩衝・防災機能

a. 生態系保全区域に人を接近しにくくするための遮断緑地がある

第2規準 水資源・土壌保全機能

a. 山崩れ防止、洪水防止、落石防止、等のための緑地が必要であり適切に配置している

第3規準 温暖化防止機能

a. 緑地が二酸化炭素吸収能力を発揮するように樹種を選択し、良好な土壌に配植している

樹木による二酸化炭素の固定を意図して緑地を整備していることが重要です



合格項目



加点項目

第7原則 連繋機能の発揮

第1規準 野生生物生息地機能

a . 生態系保全に配慮する緑区域を設けている	
b . 保全のための緑区域の設定に際して、地域の自然植生や希少性の高い野生生物とその生息地に関する情報などを考慮している	
c . 保全のための緑区域が、野生生物の移動、採餌、繁殖のための生態系ネットワークの構成地点であることを調査している	
d . 保全のための緑区域での植栽は郷土種を中心に遺伝的に攪乱をおこさない苗や株を使用している	
e . 保全のための緑区域において、地域住民および専門家との合意のもとに、地域において希少性の高い野生生物の増殖を行なっている	

第2規準 避難地機能

a . 緊急時に従業員の避難地等として使用できる緑地を適切な位置と規模で配置している	
b . 緊急時に地域住民の避難地等として開放し、救援活動を行なうように定めている	
c . 緊急時に地域住民の避難地等として使用できる緑地等を地域の防災計画と連繋させている	



合格項目



加点項目

第8原則 利用機能の発揮

第1規準 保健休養（レクリエーション）機能

a . 従業員等の保健休養活動の場として使用できるまとまった緑地区域を適切な位置に配置している	
b . 従業員等の健康の維持および増進を支援するための散歩道、広場、遊具、ベンチ、水飲場、便所等の施設を必要最小限整備している	

従業員のレクリエーションのために十分な緑空間を確保していると思われる場合は a に○をつけられます

施設整備を行っている場合は、b に○をつけられます。

第2規準 教育機能

a . 従業員の環境教育のために緑地を使用している	
b . 地域の青少年や社会人の環境教育・環境学習の場として緑地を積極的に公開している	
c . 研究者等に調査活動地として緑地を積極的に公開している	

第3規準 生産機能

a . 緑地から得られる有機質資源を活用して、従業員や地域住民に配布している	
--	--



合格項目



加点点目

